

令和8年 第1回

掛川市・菊川市衛生施設組合議会定例会会議録

○議事日程 令和8年2月17日（火） 午前11時35分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和7年請願第1号【継続審査分】
私たち市民の税金を私たちの知らないところで無駄使いしないで!!請願書について

日程第4 令和8年請願第1号
今回の焼却施設建設契約は認めないで！計画の全面的な見直しを求める請願書（追加）

日程第5 議案第1号
令和7年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第2号 令和8年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計予算について

日程第7 議案第3号 新廃棄物処理施設整備事業設計建設請負契約の締結について

日程第8 議発第1号 掛川市・菊川市衛生施設組合議会会議規則の一部改正について

○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議事日程に掲げた事件に同じ

○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議員出席表のとおり

○説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出席表のとおり

議 事

午前 11 時 35 分 開会

○議長（藤原 正光）開議に先立ちまして、私から諸般のご報告を申し上げます。

本日の出席議員は、10 名であります。所定の定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 1 回掛川市・菊川市衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、全員協議会と同様に、組合議会の各議員の質問については、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないとしているため、各議員において質疑は規定の回数以内になるようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤原 正光）それでは、日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議規則第 81 条の規定に基づき、議長において、

5 番 富田まゆみ 議員、

9 番 織部光男 議員を指名いたします。

○議長（藤原 正光）続いて、日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 令和 7 年請願第 1 号【継続審査分】 私たち市民の税金を私たちの知らないところで無駄使いしないで!!請願書について

○議長（藤原 正光）次に、日程第 3 令和 7 年請願第 1 号【継続審査分】「私たち市民の税金を私たちの知らないところで無駄使いしないで!!請願書について」を議題といたします。

○議長（藤原 正光）本議題については、令和 7 年 8 月の全員協議会において請願者からの意見陳述及び紹介議員への質疑が行われ、本日の全員協議会で事務局から経過説明を受けているため質疑は省略し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

○9 番（織部 光男）賛成討論をいたします。請願の趣旨は、「1 今の焼却炉が修理・修復できないか、直ちに専門の検査機関を入れ、市民立会のもとで、検査・診断をすること」、「2 新炉建設計画を一旦白紙に戻し、ゼロベースで計画を見直すこと」、「3 新炉建設計画に係わる情報をすべて市民に明らかにすること」となっています。

1 つ目の項目では、先ほど私が話したとおり、基幹改良について第三者に客観的検証をしていただくことをお願いしているわけです。故障が多いという PR がされていますが、機械なのでもちろん故障はあるでしょう。それは前の技術者である岸井さんからも聞いております。それを直すために職員がいるのであって、私は機械であればそういった管理能力が必要だと感じております。ですから、1 年

間に1回大きな事故に遭って外部搬出をしたのもやむを得ないでしょう。しかし、127回という回数だけを言うことについてはいかがなものかと思います。市民を不安にさせるだけの情報を流して、財政的に無駄な出費をさせ、無駄遣いをする事に繋がっていると思います。

2つ目の、新炉建設計画をゼロベースに戻してほしいということについては、燃やすという考え方を改めなければならないということです。先進地では今の時代に合ったごみの対処方法が行われているし、成功しております。施設を20年で止めるというような事例は今までにありません。基幹改良をして15年、20年さらに使うのが常識であります。そういったことも経費節減の折、考慮しなければいけません。

3つ目の項目については、私たちが情報公開を求めても「公文書がありません」というように、記録を残すという行政機関としてやらなければならない事がなされていない、情けない結果を目の当たりにしております。ですからこの請願が持つ意味をご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原 正光）そのほかに討論はございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（藤原 正光）これより令和7年請願第1号について、採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。（挙手1名）

○議長（藤原 正光）挙手少数にて、本請願は不採択とされました。

日程第4 令和8年請願第1号 今回の焼却施設建設契約は認めないで！計画の全面的な見直しを求める請願書（追加）について

○議長（藤原 正光）次に、日程第4 令和8年請願第1号「今回の焼却施設建設契約は認めないで！計画の全面的な見直しを求める請願書（追加）について」を議題とします。

○議長（藤原 正光）本議題については、本日の全員協議会で請願者の意見陳述、紹介議員への質疑を行っているため、これより討論に入ります。討論ありませんか。

○9番（織部 光男）賛成討論をいたします。まず請願理由1の、入札の予定価格の公表が不当であることについてです。原則非公開であるべきものを公開していることが1点、そして296億という金額について、どのような根拠があるのか。複数のメーカーから聞き取った意見だということですが、環境省が示すベースをはるかに超える金額を出したことは問題です。内訳など、この金額に至ったエビデンスを表さなければならないと思います。

そして請願理由2の債務負担行為についてですが、金額が決定しないまま222億で落札ということで、これも環境省が示す上限価格よりはるかに高い金額です。これも違法性があると言えると思います。

請願理由3については、燃やすものを減らすべく市民を巻き込んで努力していかなければならないのに、今の建設計画はギャラリー本意で無駄が多く市民を無下にするような計画であるため、このような請願になっています。

請願理由4について、建設費が本当に安く、何十分の一で肥料になっていくという、資源として再活

用するという考え方をもちなければ、今住む人たちの地球だけではありません。これから、何十年、何百年も人類が続くのであれば、その人たちのために我々は今なすべきことを精一杯やらなければならないと私は考えています。ですから、一般市民の方々に生ごみの、ただ乾燥するだけではなく、それを収集して行政としてしっかりと処理をする、そういうことをやっているところはあるわけですが、できないのではなくてやらないだけです。

○議長（藤原 正光）そのほかに討論はございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（藤原 正光）これより令和8年請願第1号について、採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。（挙手1名）

○議長（藤原 正光）挙手少数にて、本請願は不採択とされました。

日程第5 議案第1号 令和7年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計補正予算（第3号）
について

○議長（藤原 正光）次に、日程第5 議案第1号「令和7年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計補正予算（第3号）について」を議題とします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田掛川市長。

○管理者（掛川市長 久保田 崇）議案第1号「令和7年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計補正予算（第3号）について」を説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億9,738万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ25億1,475万2千円とするものであります。

議案書5ページの「第1表」のとおり、歳入につきましては「分担金及び負担金」が4億9,798万5千円の減額、「使用料及び手数料」が1,642万7千円の増額、「諸収入」が1,717万1千円の増額、「組合債」が1億3,300万円の減額であります。

歳出につきましては、「議会費」が1千円の増額、「総務費」が76万円の増額、「衛生費」が3億5,487万7千円の減額、「予備費」が2億4,327万1千円の減額であります。

以上、議案第1号の提案理由とさせていただきます。詳細につきましては、全員協議会においてご説明しておりますので、補足説明は省略させていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（藤原 正光）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（藤原 正光）これより、議案第1号について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長（藤原 正光）全会一致にて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和8年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計予算について

○議長（藤原 正光）次に、日程第6 議案第2号「令和8年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計予算について」を議題といたします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田掛川市長。

○管理者（掛川市長 久保田 崇）議案第2号「令和8年度掛川市・菊川市衛生施設組合会計予算について」を説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億3,318万9千円であります。

続いて、17ページ、「第1表」のとおり、「分担金及び負担金」20億738万円、「使用料及び手数料」1億4,561万8千円、「繰越金」1千万円、「諸収入」3,299万7千円、「国庫支出金」1,329万4千円、「組合債」2,390万円を計上いたしました。

歳出としましては、「議会費」及び「総務費」は経常的な経費を見込んだものであり、合わせて8,954万1千円、「衛生費」は、ごみの外部運搬処理委託費用等に21億3,184万円、「公債費」は、180万8千円、「予備費」は、突発的な事象に対応するための1,000万円を計上いたしました。

以上、議案第2号の提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては、全員協議会においてご説明いたしておりますので、補足説明は省略させていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（藤原 正光）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（富田 まゆみ）19ページと27ページにある組合債というのは、市債と同様に交付税措置のようなものが入るという認識でよろしいでしょうか。

○事務局長（稲垣 琢也）組合が借りた起債に対して、両市への交付税に算定されるということであります。

○議長（藤原 正光）そのほか質疑はございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○9番（織部 光男）反対の立場で討論いたします。

可燃物を外部に出す、それも三重県まで持っていくことを継続する予算になっています。まずこの1点をとっても立派な反対理由になると私は思います。

そして、建設費の交付金、補助金については内示がまだありません。

これだけの大きな事業であれば、前年度から県を通じて環境省と計画を出して内々示をもらってから事を進めるとというのが正規のルートだと私は思います。内示もないまま 222 億という多額な価格での入札となっていますが、上限価格は 132 億です。ですから、補助金が出るか出ないかと言うことになると 111 億は絶対に出ません。環境省の上限価格を超えるものについてはカットされるはずですが。

こういったことを考えて慎重に事を運ばなければならないと私は思います。請願を一切無視して、市民の声を聞かない行政で良いのかと私は強く感じます。誰のために行政として仕事をしているのか。我々議員は、市民の安心安全という美辞麗句ではなく、現実的な問題に取り組み、議決権を行使しなければならない。それが私たちの使命であります。

○議長（藤原 正光）そのほかに討論はございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（藤原 正光）これより議案第 2 号について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。（挙手 8 名）

○議長（藤原 正光）挙手多数にて、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 7 議案第 3 号 新廃棄物処理施設整備事業 設計建設請負契約の締結について

○議長（藤原 正光）次に、日程第 7 議案第 3 号「新廃棄物処理施設整備事業 設計建設請負契約の締結について」を議題といたします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田掛川市長。

○管理者（掛川市長 久保田 崇）議案第 3 号「新廃棄物処理施設整備事業 設計建設請負契約の締結について」を説明申し上げます。

議案書の 42 ページをご覧ください。

こちらは、掛川市・菊川市衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、新廃棄物処理施設整備事業について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的は、新廃棄物処理施設整備事業です。具体的には、令和 12 年 4 月に供用開始を予定している新廃棄物処理施設の設計業務及び建設工事です。
- 2 契約の方法は、総合評価一般競争入札で
- 3 契約金額は、222 億 1,725 万円、
- 4 契約の相手方は、タクマ・東洋・川島・藤本特定建設工事共同企業体です。

以上、議案第 3 号の提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては、全員協議会においてご説明いたしておりますので、補足説明は省略させていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（藤原 正光）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○9番（織部 光男）反対の立場で討論いたします。

今までも散々出てきていますが、まず予定価格の公表は自治法施行令 167 条の 10 にあるように、規則で定められています。これについて、また議事録を請求したいと思います。

これだけの金額のものを公表するのはどう考えてもおかしいと私は思います。市民の誰に聞いてもおかしいという返事が返ってくると思います。このような入札を許していいのかということが反対理由の 1 つです。

また、予定価格を 296 億というとても信じられない金額に設定していること。近隣では、藤枝市がトンあたり 9100 万円で契約をしている。ところがこの今回の契約は 120 トンで 222 億円、トンあたり 1 億 8500 万円です。これを無駄遣いと言わなくて何と言うんでしょう。市民のためにこの契約はしてはならないと良心が叫んでおります。どんなことがあっても私たちは、市民サイドに立って取り組まなければなりません。しっかり考えをもってやっていかなければ社会は成り立ちません。おかしなことが起こってしまいます。

掛川菊川市民の方の中に、この実状を理解した上で契約に賛成する方がいるとはとても思えません。我々の力がまだまだ足りないと思っております。このことを全市民に知らせるために、これからも活動を続けていきますし、裁判も続けております。司法の場も利用して市民のために我々できることはやっていきたいと思っております。ですから、もう少し小さな施設で安くあげたり、コンポストなどを考慮したりと、ゼロベースで契約を見直すことが大切であります。以上の理由をもって反対討論いたします。

○議長（藤原 正光）そのほかに討論はございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長（藤原 正光）これより議案第 3 号について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。（挙手 8 名）

○議長（藤原 正光）挙手多数にて、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 8 議発第 1 号 掛川市・菊川市衛生施設組合議会会議規則の一部改正について

○議長（藤原 正光）次に、日程第 8 議発第 1 号「掛川市・菊川市衛生施設組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

赤堀副議長。

○副議長（赤堀 博）議発第 1 号「掛川市・菊川市衛生施設組合議会会議規則の一部改正について」先ほど説明をいたしました。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（藤原 正光）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（藤原 正光）これより議発第1号について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。（挙手8名）

○議長（藤原 正光）挙手多数にて、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（藤原 正光）以上で本日の日程全部を終了いたしました。

これにて、令和8年第1回掛川市・菊川市衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

12時11分 閉会

[署 名]

以上、地方自治法第123条第1項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

掛川市・菊川市衛生施設組合議会議長 藤原 正光

[署 名 議 員]

掛川市・菊川市衛生施設組合議会議員 富田 まゆみ

掛川市・菊川市衛生施設組合議会議員 織部 光男